

鶴見緑地（大阪市営公園）のスケートボード場設置運営に向けた
マーケットサウンディング（市場調査）

実施要領

令和4年8月

大阪市鶴見区役所

1 はじめに

都市公園は、人々のレクリエーション機能、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流機能等、多様な機能を有しています。

その中でも鶴見緑地は、大阪市営公園として、都市の中の貴重なみどりの拠点であり、地域、ひいては都市の活性化拠点となるポテンシャルを有しています。

鶴見緑地では、その特徴を活かした魅力向上を図っている中、東京オリンピックでムーブメントを起こしたスケートボード場設置の要望が地域からありました。

大阪市では、青少年の健全育成など地域コミュニティの醸成を図る取組みとして、民間活力を活かしたスケートボード場の設置・運営を実現出来ないか事業者の皆さまから、アイデアなどを広くお聞きするため、マーケットサウンディングを行います。

なお、鶴見緑地は、民間の指定管理事業者が運営しており、提案にあたっては、後段記載の「提案にあたっての留意事項」等をよくご確認の上でご提案ください。

皆さんから、自由かつ魅力的なアイデアをお待ちしています。

マーケットサウンディングとは、民間事業者から広く意見や提案をいただく市場調査のことで、検討の早い段階での民間事業者との対話を通じ、利活用の方向性、市場性の有無、市場性を確保するためのアイデアを得ることにより、幅広い検討を可能とするものです。

また、行政課題等を提示して対話することにより、課題の解決に向けて民間事業者のノウハウを活かした検討が可能になる等の効果を期待しています。

2 調査の内容

(1) 調査の対象公園

都市公園名	位置	面積 (㎡)
鶴見緑地	大阪市鶴見区緑地公園、緑3丁目、浜1丁目 横堤4丁目、5丁目、 守口市大字高瀬旧馬場、大字高瀬旧世木、 大字高瀬旧大枝、大字寺方旧南寺方、 南寺方東通1丁目、4丁目	(※1) 1, 225, 651

※1：鶴見緑地面積のうち、大阪市域685, 721㎡ 守口市域539, 930㎡である。



図一 鶴見緑地位置図

(2) 鶴見緑地の状況

鶴見緑地の状況は、「資料 1 鶴見緑地の状況」をご確認ください。

(3) 調査の対象者

鶴見緑地内に、スケートボード場設置・運営に関心がある法人等又はその連合体とします。
なお、個人の方は参加できません。

(4) 提案内容

項目	内容	様式
スケートボード場の設置 ・運営の提案	・公園内に民間活力を活かしたスケートボード場設置・運営の可能性について、広くアイデアを募る。	様式 2-2 又は 自由様式

【提案にあたっての留意事項】

- ・ 施設の設置・運営ともに民間事業者を想定しています。
- ・ 指定管理者制度を導入している公園では、施設利用料を徴収するなど収益事業を行うことができるのは当該指定管理事業者のみと想定されていますが、指定管理事業者以外の者が施設の設置・運営方法等について当該指定管理事業者と調整することにより施設利用料を徴収することが可能となることもあります。
- ・ 公園管理者（本市）以外の者が、公園内に新たに公園施設を設け又は管理する場合、本市公園条例に定める使用料を本市に納付する必要があります。ただし、施設利用料を無料とし一般の園地と同様に公園利用者の自由な利用に供する区域は、例外的に公園使用料が免除となることもあります。
- ・ この提案内容を事業化するにあたっては、施設利用料の徴収の有無を含めすべての提案内容について、当該指定管理事業者との調整が必要となります。なお、今回の提案の段階では、調整の必要はありません。
- ・ なお、一般的な使用料の考え方は、本市公園条例や「表一1 公園施設設置・管理許可使用料(例)」を、算出方法は「資料2 公園施設設置管理許可制度における公園使用料の考え方について」をご参照ください。

表一1 公園施設設置・管理許可使用料（例）

種 別		単位	期間	使用料
公園施設を設ける場合	飲食店、売店その他の収入を伴う事業に用に供する施設	1 m ²	1 年	7,520 円以上
	駐車場			2,180 円以上

※上表以外にも使用料の種別がありますので、詳細は本市公園条例をご確認ください。

3 調査のスケジュール

(1) スケジュール

調査のスケジュールは次のとおりです。



(2) 実施要領の公表

実施要領は、次のとおり鶴見区役所ホームページに掲載します。

【公表日】令和4年8月25日(木)

【URL】<https://www.city.osaka.lg.jp/tsurumi/page/0000577007.html>

(3) 質問の受付

実施要領及び公園運営に対する質問について、次のとおり受付を行います。

【受付期間】令和4年9月8日(木)・9日(金)

【提出方法】様式1「質問書」に必要事項を記載の上、次の電子メールアドレスあて提出（送信前には必ずウィルスチェックをしてください。）してください。

【提出先】電子メールアドレス：tr0008@city.osaka.lg.jp

メールの件名は、【鶴見緑地サウンディング質問書】としてください。

(4) 質問に対する回答

(3) で受付けた質問に対する回答は、次のとおり鶴見区役所ホームページに掲載します。なお、受付期間外の質問、電子メール以外での質問、本件内容に係る意見及び本件内容以外の質問・意見には回答を行いません。

【公表日】令和4年9月21日（水）（予定）

【URL】<https://www.city.osaka.lg.jp/tsurumi/page/0000577007.html>

(5) 参加申込及び提案書の提出

【受付期間】令和4年10月11日（火）・12日（水）

【申込方法】参加申込は様式2-1「参加申込書」にて、提案は様式2-2「提案書」又は自由様式にて、電子メールで提出（送信前には必ずウィルスチェックを行ってください。）又は送付にて提出してください。送付いただく場合、送付部数は1部とし、提案内容を収納した電子データ（CD-R 1枚、電子データの仕様は、Microsoft PowerPoint2016、Microsoft Word2016又はPDFとしてください。）も同封してください。

なお、様式2-2に加え、補足資料（自由様式）を提出いただくことも可能です。

【提出先】

○電子メールの場合

電子メールアドレス：tr0008@city.osaka.lg.jp

メールの件名は、【鶴見緑地サウンディング参加申込書】としてください。

○送付の場合（当日消印有効）

〒538-8510 （住所不要）

大阪市鶴見区役所 総務課 （鶴見緑地サウンディング）宛

(6) 対話の実施

次のとおり、対話を実施します。日程等は、参加申込受付後に個別に調整させていただきます。

なお、対話は提案事業のアイデアやノウハウ保護の観点から提案事業者ごとに個別に1時間を目安に実施します。対話への参加人数は原則5名以内としますが、やむを得ず5名を超える場合は、担当までご相談ください。対話では、次の内容について意見交換をする予定です。

- ・ **提案事業を実現するための条件及び課題等広く**
- ・ 提案内容（概ねの位置・規模、事業期間など）

なお、本要領に関係のない提案等、本調査の趣旨以外の内容について提案があった場合は、当該参加事業者に対する対話を実施しない場合があります。

【対話日】令和4年10月20日（木）・21日（金）（予定）

【対話場所】大阪市鶴見区役所内 会議室

(7) 実施結果の公表

マーケットサウンディングの実施結果については、参加事業者の名称やアイデア及びノウハウの保護に配慮し、提案事業者に内容の確認を行った上で、結果概要を鶴見区役所ホームページにて公表します。

【公表日】令和4年11月頃（予定）

【URL】<https://www.city.osaka.lg.jp/tsurumi/page/0000577007.html>

4 留意事項

- ・ 本調査に要する費用の弁償及び報酬の提供はありません。
- ・ 対話方式でのヒアリング以外に、別途、電子メール等による継続的な対話（文書照会含む）をお願いすることがあります。
- ・ 本調査で意見・提案をいただいた内容は、事業者公募の可能性を検討する際の参考とするものであり、必ず事業者公募を実施するものではありません。
- ・ 本調査への参加実績が、事業者公募の際に優位性を持つものではありません。また、本調査で意見・提案をいただいた内容については、事業者公募の際に履行していただく義務はありません。
- ・ ご提案頂いた内容については、市の関係部署と共有するとともに、ヒアリングに同席する場合があります。

5 参考情報

- ・ 都市公園法令
URL：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=331AC0000000079>
- ・ 大阪市公園条例等
URL：<https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html>
- ・ スタジアム・アリーナ改革ガイドブック(第2版)（スポーツ庁 HP）
URL：http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1411943.htm

6 問合せ先

担当：大阪市鶴見区役所総務課（政策推進担当） 貴田・芝谷

住所：〒538-8510

大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号

TEL：06-6915-9176 Fax：06-6913-6235

E-mail：tr0008@city.osaka.lg.jp